

# 高血圧・高脂血症・糖尿病で 通院中の方へ 大切なお知らせ

～診療報酬改定に伴う特定疾患療養管理料から  
生活習慣病管理料への移行について～

令和6年診療報酬改定では、増加する生活習慣病対策の一環として、高血圧・高脂血症(脂質異常症)・糖尿病のいずれかで通院中の方は、従来の特定疾患療養管理料から、より専門的・総合的な治療管理を行う生活習慣病管理料へ移行して算定されることになりました。

対象疾患で通院中の方に対しては、個々に応じた目標設定・具体的な指導内容・検査結果を記載した「**生活習慣病療養計画書**」を作成し、生活習慣病の改善を実施していくこととなります。この療養計画書の初回作成時には**ご本人の署名**が必要となります。

令和6年6月1日より施行となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

また、上記診療報酬改定に伴い、個人負担額にも変更があります。患者様におかれましては、理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら、ご遠慮なく受付窓口へお尋ねください。

医療法人 野毛会  
もとぶ野毛病院  
院長 出口 宝